ウクライナ

Jkraine

IGES 気候政策プロジェクト 弥富 圭介 Keisuke Iyadomi

作成日:2007年4月6日

ウクライナにおける JI/GIS の現状

JI に関する承認手続きが整備され、順調に動き出している

ウクライナ政府は既に5件のプロジェクトを承認しており、2007年3月末に JI として初めての JI プロジェクトの受諾決定を下されるなど、2006年2月に JI に関する承認手続きを明確化して から、手続きの運用性が向上している。一方で、JI のガイドライン、承認手続き等は明らかにされたが、プロジェクトの承認基準に関して不透明性を残しているという一部プロジェクト事業者から不満も聞こえる。また、国営企業との協力姿勢に関して不安を覚える海外事業者も多い。

GIS に関する関心が広がり、体制整備が動き出している

GIS に対する政府の関心は高く、世銀も含めた締約書国からの様々なアプローチを受けている模様である。また、クレジットの取引インフラを整備するための環境保護省とドイツ銀行による協力文書の締結や、GIS を担当する新たな組織の立ち上げなど、ウクライナ政府からの積極的な動きも見られる。政権が安定している限り、GIS のための新たな組織は動き出すことが予想されるが、組織を担う人材の確保や体制整備など今後取り組むべき課題は少なくない。

政情の変動による京都メカニズムに対する体制・整備への影響に対する懸念がある

経済成長が順調に進む中、オレンジ革命や首相の交代後の混乱を受けた省庁の担当官の 異動による体制・整備の遅れが過去にあった。また2007年3月末に起きたユージェンコ大統領 (親 EU 派)による議会解散命令に対するヤヌコヴィッチ首相(親ロシア派)らの撤回要求やデモ の勃発など、ウクライナの政治情勢を注視していく必要がある。

1 国内基本情報

2007年1月現在

面積	60 万 3,700 平方キロメートル(日本の約 1.6 倍)
人口	4,711 万人(2005 年 世銀)
GNI(国民総所得:名	713.8 億ドル(2005 年:世銀)
目)	
一人当り GDP(名目)	1,520ドル(2005 年:世銀)

出典:「各国・地域情報」『外務省ホームページ』< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html>

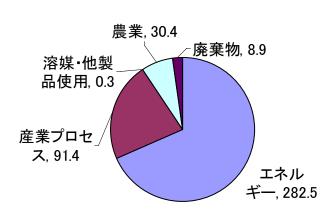
国内温暖化効果ガス排出状況

ウクライナにおけるセクター別の温暖化ガス排出推移(単位:二酸化炭素換算、LULUCF除く)

1990年 (合計:925.4百万二酸化炭素換算トン)

農業, 101.4 溶媒・他製品使用, 0.4 産業プロセス, 128.1 エネルギー, 687.6

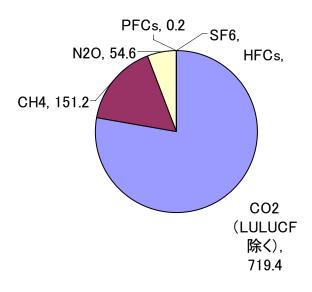
2004年 (合計:413.4百万二酸化炭素換算トン)



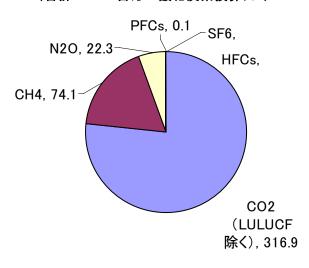
(単位:百万二酸化炭素換算トン)

ウクライナにおけるガス種類別の温暖化ガス排出推移(単位:二酸化炭素換算、LULUCF除く)

1990年 (合計:925.4百万二酸化炭素換算トン)



2004年 (合計:413.4百万二酸化炭素換算トン)



(単位:百万二酸化炭素換算トン)

出典:『気候変動枠組条約(UNFCCC)ホームページ』中の"Ukraine's Report on Demonstrable Progress under the Kyoto Protocol(2006 年 ウクライナ環境保護省)"より作成

京都議定書批准状況

国連気候変動枠組条約署名	1992年6月11日
国連気候変動枠組条約批准	1997年5月13日
京都議定書署名	1999年3月15日
京都議定書批准	2004年4月12日

出典:『気候変動枠組条約(UNFCCC)ホームページ』< http://maindb.unfccc.int/public/country.pl?country_UA>等を元に作成

4

京都メカニズムに関するウクライナ政府の体制について

UNFCCC 及び京都議定書調整担当省: 環境保護省

UNFCCC 及び京都議定書特別委員会: (下図参照)

国連の気候変動枠組み条約のための特別省庁間委員会

委員長: 副首相

第1副委員長: 環境保護大臣

委員会メンバー: 下記省庁の代表者

環境保護省(Ministry of Environmental Protection)

経済省(Ministry of Economy)

財務省(Ministry of Finance)

燃料エネルギー省(Ministry of Fuel and Energy)

産業政策省(Ministry of Industrial Policy)

農業政策省(Ministry of Agrarian Policy)

Ministry of Construction, Architecture, and Housing and Communal Services

交通通信省(Ministry of Transport and Communication)

外務省(Ministry of Foreign Affairs)

法務省(Ministry of Justice)

教育科学省(Ministry of Education and Science)

各国情報:ウクライナ

国立統計委員会(State Committee on Statistics)

国立森林委員会(State Committee on Forestry)

国立土地資源委員会(State Committee on Land Resources)

国家安全保障委員会(Council of National Security and Defence)

国家科学アカデミー(National Academy of Science)

議会環境委員会(parliamentary commission of environment)

出展:『気候変動枠組条約(UNFCCC)ホームページ』中の"Ukraine's Report on Demonstrable Progress under the Kyoto Protocol(2006 年 ウクライナ環境保護省)"より作成

ウクライナにおける主な決定事項

年	採択案	内容
2005年8月18日	閣議案 346 号	「京都議定書実施のための国家行動計画」
		*インベントリーの作成、国別登録簿の設置、JI プロジェクトのた
		めの体制等について記載。
2005年9月1日	環境保護省令	気候変動センター(Centre on Climate Change:公社)を環
	313 号	境保護省、State Ecological Institute、及び Ukraine
		Scientific Research Institute of Hydrometeorology の出
		資により設立。
		* 国家温暖化ガスレジストリーの管理・運用を担当。
2005年9月12日	大統領令 1239	「国連気候変動枠組条約及び京都議定書下のウクライナの
	号	削減義務達成のための調整担当省について」
		*環境保護省が担当することを決定。
2006年2月22日	閣議案 206号	「JI プロジェクトの検査・承認・実施に関わる手続き」
		*手続きは、letter of endorsement と letter of approval の発行を
		想定する。
2006年4月10日	閣議案 248号	「国連気候変動枠組条約及び京都議定書下のウクライナの
		削減義務達成のための調整に関するルールについて」
2006年4月21日	閣議案 554号	「モントリオール議定書によって定められていない人為的な
		温暖化ガスの排出・除去の計算システムの運用について」
2006年6月1日	環境保護省令	「法人による JI プロジェクト開発・提出に係るガイドライン」
	273 号	
2006年7月17日	環境保護省令	JI プロジェクトに関して Letter of endorsement の発行に必
	341 号	要な要求事項、申請フォームと記載内容について明記。
2006年7月17日	環境保護省令	JI プロジェクトに関してホスト国承認に必要な要求事項、申
	342 号	請フォームと記載内容について明記。

出典:『気候変動枠組条約(UNFCCC)ホームページ』中の"Ukraine's Report on Demonstrable Progress under the Kyoto Protocol(2006 年 ウクライナ環境保護省)"より作成

JI プロジェクトの開発状況

ウクライナにおける JI プロジェクト開発状況(2007年2月28日時点)

政府に提出されたプロジェクト数	63
LoE を締結したプロジェクト数	41
LoE/LoA を締結したプロジェクト数	5

JI プロジェクトとして国連に受諾された国内プロジェクト

ポディルスキーセメント工場における湿乾転換プロジェクト	
カミアネツ・ポディルスキー市(クルメツニキー地域)	
755,851トン(二酸化炭素換算)	
JSC Podilsky Cement(ウクライナ)	
CRH Finance Limited(アイルランド)	
140 百万ユーロ	
平均エネルギー消費量(2003 - 2005 年):	
6,771 MJ(クリンカー生産トンあたり)	

出典:『気候変動枠組条約(UNFCCC)ホームページ』上の上記 Project Design Document をもとに作成

ウクライナ政府が奨励するプロジェクトの種類

- 炭層メタン
- ランドフィルガス回収
- 再生可能エネルギー
- 地域暖房
- 天然ガス輸送・分配
- 製錬時の廃燃料・熱利用
- 石炭・天然ガス燃焼システム

参考資料: 2007 年 2 月 28 日 「The Kyoto Mechanisms: Japan Carbon Kyoto Investors Forum 2007」ウクライナ環境保護省の発表資料より作成。

GIS の主な動き

日時	内容
2006年10月30日	 チェコのカーボンアセット、トレード、ディベロッパーである"Blakstone Global ventures"は、ウクライナのドネプロシナ・タイヤ製造工場と年間 28,000AAUを第1約束期間で売買する契約を結んだ。
	• パイロットプロジェクトは2007年初期に実施される予定である。既に工場の既存電力施設に対して蒸気タービンを用いたコージェネレーションを導入することが決定されている。
2007年2月16日	ウクライナ政府は、GISによるAAU取引きを担当する特別機関を設ける 可能性があることが環境大臣であるVasyl Dzharty大臣によって明らか にされた。
	• 特別機関の設立は2007年秋頃を予定している。
2007年3月5日	ドイツ銀行とウクライナ政府は、国際排出権市場の参加のためのインフラ整備支援を行う協力文書に署名した。
	協力文書によると。AAU取引は政府間取引のため、ドイツ銀行はクレ ジットを購入する立場にいない。
	• 現在、ウクライナ政府は複数の付属書I国とのMOU締結を検討中である。最初の締結国は、フランスになる可能性が高いことが政府担当官より伝えられている。
2007年3月28日	• ウクライナ政府は、京都議定書下で取引きされるクレジットを管理する 新組織を設立することに合意したことを発表した。
	• 同新組織は、AAUの売却に加えて、GISの実施に関して責任を持つことになる。
	Dzharty環境大臣は、ウクライナのビジネス雑誌のインタビューの中で、近々排出割り当て量の売却を行う市場においてウクライナを代表する仲介人になる権利に対する入札を行うと言及した。
	フランスとJIに関するMOUを締結した。

(ポイントカーボンをもとに作成)

CDM 各国情報

財団法人 地球環境戦略研究機関 気候政策プロジェクト 〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11 電話:046-855-3810

ファックス: 046-855-3809 電子メール: <u>iges@iges.or.jp</u>

http://www.iges.or.jp

IGES は、環境省が推進する CDM 及び JI (共同実施)能力強化事業 (ICS-CDM/JI)の一環として、主にアジア太平洋諸国を中心とした発展途上国及び市場経済移行国における CDM/JI に係る能力構築を目的としたキャパシティビルディング活動を実施しています。